

E = Eメール HP = ホームページ(12ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

お知らせ  
の  
見  
方

趣味・教養

おでかけ  
ガイド

レジャー  
スポーツ

子ども  
子育て

暮らし

事業者向け

福祉・健康

保険・年金

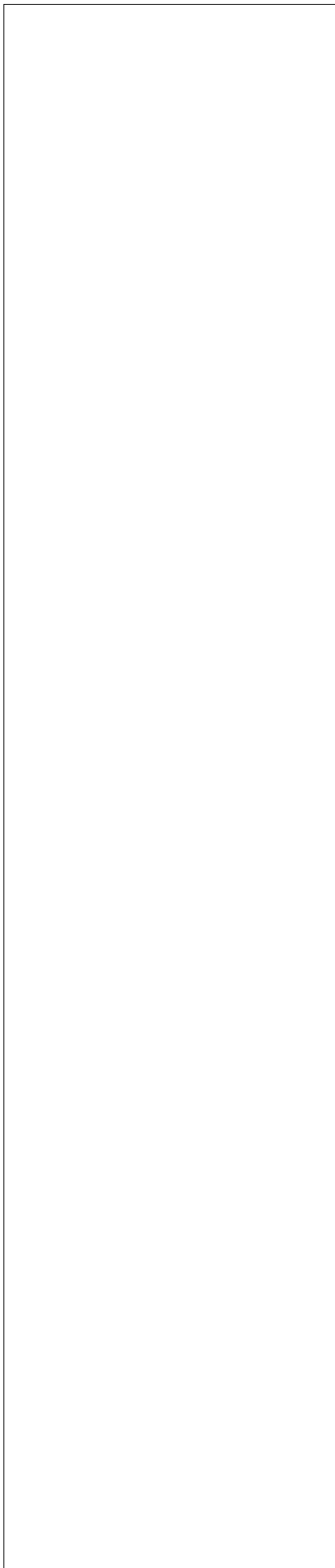
税

金

仕事  
募集

その他

広告



¥千150円。

※①～④の往復はがきに上欄必要事項と生年月日、性別を記入し(③④は認定年月日・認定番号も)、①は6月25日(月)、②③④は29日(金)(いずれも必着)まで。(抽選)

申込先 同日赤札幌市地区本部(市役所内/1階) ☎(21) 3339

**防災協会救命講習会**

△①応急手当普及員養成▽  
内 心肺蘇生法や応急手当での指導方法。7月4日(水)・5日(木)・6日(金)9時～17時。全3回。  
対 市内に居住か通勤する18歳以上の方30人。

△②夜間普通救命▽

内 心肺蘇生法や応急手当など。

日 7月9日(月)18時～21時。

対 市内に居住か通勤する16歳以上の方20人。

△③上級救命▽

内 成人・乳幼児の心肺蘇生法など。7月23日(月)9時～17時。

対 市内に居住か通勤する16歳以上の方30人。

※①②③の所 市民防災センター。

※①②③の申 ①②は往復はがきに上欄必要事項を記入し、6月14日(木)(必着)まで。(抽選)。

③は6月11日(月)から。(先着)

申込先 防災協会(T003 0023 白石区南郷通6北市民防災センター内) ☎(86) 1211

**山菜採りでの事故にご注意を**



次のことに注意しましょう。

①水・食料・携帯電話・防寒衣を携帯する、②行き先・帰宅時間を家族に伝える、③高齢者だけや1人での入山は避け、複数で声が聞こえる範囲

内で行動する、④森林管理署などの注意を守り、事故防止を心掛ける。  
問 危機管理対策課 ☎(21) 3062、HP

**ハチ対策はお早めに**

ハチの巣は、土地や家屋の所有者などが点検し駆除しましょう。駆除に関する相談先はお問い合わせください。ハチ取り器の作り方の資料を、区保健センターで配布中です。  
問 市コールセンター ☎(22) 4894、HP

**事業者向け**

**PCB廃棄物保管状況等届出書の提出を**

提出期限 7月2日(月)。  
対 廃トランス、廃コンデンサなどのPCB廃棄物を保管している事業者。

問 事業廃棄物課 ☎(21) 2927

**水濁法の有害物質貯蔵指定施設などは届出書の提出を**

提出期限 既設の施設は6月29日(金)。新設の施設は随時。  
対 有害物質使用特定施設か有害物質貯蔵指定施設の設置者。  
問 環境対策課 ☎(21) 2882、HP

**福祉・健康**

**人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会**

日 6月16日(土)13時30分～16時。  
所 北区民センター(北区北25西6)。  
問 身体障害者福祉協会 ☎(61) 8853

**認知症の方を介護する男性のつどい**

内 講話と食事交流会。  
日 6月26日(火)11時30分～14時。

所 かねて2・7(中央区北2西7)。

対 在宅で認知症の方を介護している男性。300円。

申 上欄必要事項と認知症の方との関係、要介護度、同伴者の有無、介護歴を記入し、6月22日(金)までに日本認知症グループホーム協会 ☎(21) 0727、FAX(21) 0726へ。

問 介護保険課 ☎(21) 2547

**知的障がいのある方向けホームヘルパー2級養成説明会**

内 7月～来年2月に開催する全45回の講座の説明会。  
日 6月17日(日)14時～15時。  
所 手稲区民センター(手稲区前田1の11)。

対 市内の高等養護学校へ通学している方か、市内に居住する療育手帳をお持ちの方。

申 6月15日(金)までに。

申込先 手稲区保健福祉課 ☎(68) 2400

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**老人福祉施設などの  
整備事業者向け説明会**

☎ 7月6日(金)10時30分～15時30分。きょううさいサロン(中央区北4西1)。

☎ 来年度に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備計画がある事業者96人。

☎ 6月1日(金)から市役所3階高齢福祉課、HPで配布する申込書を、6月11日(月)から。(先着)  
 ☎ 高齢福祉課 ☎ (21)2976

**在宅福祉サービス協会  
協力員登録説明会と研修会**

☎ 高齢者、障がいのある方に家事援助などを行う協力員の登録説明会と研修会。活動への謝礼は1時間700円程度(交通費実費支給)。

☎ 6月26日(火)10時～15時。  
 ☎ 定員80人。千円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。

☎ 6月15日(金)から。(先着)  
 ☎ 申込先 ☎ 在宅福祉サービス協会(リンケージプラザ内/18階) ☎ (27)4440、HP

**母子寡婦福祉センター催し**

△ひとり親家庭の親子バスレク▽

☎ 7月1日(日)9時15分に社会福祉総合センター集合。

☎ 所 ☎ 砂川子どもの国(砂川市)。  
 ☎ 対 ☎ 母子・父子家庭の親と小学生以下の子130人。

☎ 1人300円。昼食持参。

☎ 往復はがきを上欄必要事項を記入し、6月22日(金)(必着)まで。(抽選)  
 ☎ 就職準備・離転職セミナー▽  
 ☎ 面接で印象を良くする7カ条。

☎ 7月19日(木)13時～15時。  
 ☎ 対 ☎ 母子家庭の母と寡婦(かつて母子家庭の母だった方)20人。

☎ 6月15日(金)から。(先着)。  
 ☎ 2歳以上の無料託児あり(要予約)。  
 △ワイド・エクセル3級講習▽  
 ☎ 7月31日～11月15日の火・木曜9時30分～12時か、18時15分～20時45分。いずれも全30回。

☎ 母子家庭の母と寡婦(かつて母子家庭の母だった方)で未受講の方各20人。  
 ☎ 4千400円、検定料4千100円。  
 ☎ 6月14日(木)～17日(日)に母子寡婦福祉センターか、14日(木)15日(金)に区健康・子ども課へ直接。(抽選)。2歳以上の無料託児あり(要予約)。

☎ 申込先 ☎ 母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内) ☎ (631)3270  
**身体に障がいがある方の  
ボウリング大会**

☎ 7月8日(日)10時～12時。  
 ☎ 所 ☎ オリオンピアボウル(中央区北1東12)。身体障害者手帳を持つ16歳以上の方。

☎ 千500円。

☎ 市役所3階障がい福祉課などで配布中の申込書を、6月22日(金)(必着)まで。

☎ 障がい福祉課 ☎ (21)2936  
**視覚障がいのある方との  
市民交流ダンスパーティー**

☎ 6月17日(日)13時～15時30分。  
 ☎ 所 ☎ 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。  
 ☎ 視覚障害者福祉協会 ☎ (64)8310

**社会福祉大会**

☎ 功労者の表彰、老後を安心して暮らすための講演会。

☎ 7月3日(火)13時～16時。  
 ☎ 市民ホール(中央区北1西1)。  
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎ (614)3434

**食育講演会**

☎ 演劇ユニットTEAM NACSリーダース崎博之氏と札幌医科大学教授常瀬規嗣氏の講演。

☎ 6月23日(土)14時～16時。  
 ☎ 所 ☎ WEST19(中央区大通西19)。350人。

☎ 6月14日(木)までに。(抽選)  
 ☎ 申込先 ☎ 市コールセンター ☎ (22)4894

**精神療養講座**

☎ 精神障がい者が活用できる諸制度。  
 ☎ 所 ☎ 6月16日(土)14時～16時。

WEST19(中央区大通西19)。  
 ☎ 市コールセンター ☎ (22)4894

**家庭医学講座**

☎ 眼底疾患。個人相談あり。  
 ☎ 7月7日(土)13時30分。  
 ☎ 所 ☎ 医師会館(中央区大通西19)。  
 ☎ 健康企画課 ☎ (622)5151

**保険・年金**

**国民健康保険**

△6月中旬に24年度の保険料の通知書を送付▽  
 ☎ 納付方法は、通知書でご確認ください。年度途中から年金天引きに該当する世帯は、天引きが始まるまで、納付通知書などで納付してください。

☎ 40歳～64歳の方がいる世帯には、介護分保険料を含めた金額の通知書をお送りします。65歳になる方の介護分保険料は、誕生日の月の前月(誕生日が1日の方は前々月)までの分を、75歳になる方の保険料は、誕生日の月の前月までの分をそれぞれ月割計算しています。なお、加入・脱退、所得の変動などで保険料が変わる場合はお知らせします。

**介護保険**

△65歳以上の方へ6月中旬に

保険料のお知らせを送付▽  
 ☎ 年金天引きの方には「特別徴収決定通知書」を、納入通知書や口座振替で納付の方には「納入通知書」を送付します。

☎ 納入通知書を送付していただき。  
 △低所得者減免制度▽  
 ☎ 24年度の保険料が第3段階(軽減措置を含む)以上で、次の全ての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。区役所保険年金課へ申請してください。

☎ 23年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、  
 ②世帯全員が扶養されていない、  
 ③別世帯の市民税課税者に扶養されていない、  
 ④世帯全員が居住用か事業用以外の不動産を所有していない。

☎ 持参するもの ☎ 世帯全員の23年中の収入・預貯金額の分かるもの、健康保険証。

☎ 区役所(1階)の保険年金課  
 △利用者負担額の減額・減免▽  
 ☎ 介護保険サービスの利用者は、掛かった費用の1割や食費などを負担しますが、所得の低い方など一定の要件を満たす場合は、申請により減額・減免が受けられます。なお、現在、認定証をお持ちの